

第 1 部 総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

わが国では、急速に進む少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で地方公共団体及び企業は、次世代育成支援対策を集中的・計画的に進めるための行動計画を策定することとされました。本市においても、この法律に基づき、平成17年3月に、平成21年度までを計画期間とする「東近江市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、「はばたけ！未来にのびのび 東近江っ子」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実など、施策の展開を図ってきました。また、本市では、地域が一体となって、次代を担う子どもたちが安全で安心して育つことができる環境づくりに取り組むため、平成19年12月に「東近江市こども条例」（平成20年4月施行）を制定し、地域との役割分担のもと、ともに協力しながら子育て支援に取り組んでいます。しかし、この間、日本の総人口については平成17年から減少に転じ、本格的な人口減少社会へと移行するとともに、少子化についてもますます進行するなど、予想を上回る社会状況の変化が生じています。

このような動向を踏まえ、国においては、国民が希望する結婚や出産、子育てを実現できる環境づくりを進めるため、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。さらに、平成20年5月に、社会保障審議会少子化対策特別部会において「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方」が取りまとめられ、「新待機児童ゼロ作戦」、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」など新たな取り組みもスタートしています。

本市は、平成18年1月1日に旧1市4町に加え、能登川町、蒲生町が合併し、現在に至っています。本市においても少子化は確実に進行しており、また、世帯の小規模化による子育て世帯への負担の増加や子育てに不安を抱える保護者への対応、家庭や地域の養育力・教育力の低下、多様な働きを実現するための保育サービスの充実など、子育て世帯を支援する施策の充実を図ることが急務となっています。

このような次世代育成支援施策にかかる一連の流れ及び本市における課題に対し、総合的な施策の展開を図るため、この計画を策定しました。

ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

2 . 計画の位置づけ

この計画は、本市において、子どもが健やかに育つ環境づくり及び子どもを社会全体で守り育て支援する基盤づくりを実現するため、平成 20 年 4 月 1 日に施行された「東近江市子ども条例」第 9 条第 1 項に基づく子育て支援施策を定める行動計画として策定したものです。

また、この計画は、平成 15 年 7 月に国において制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として、さらに、平成 17 年 3 月策定の「東近江市次世代育成支援対策地域行動計画」の後期計画として、本市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、市の上位計画である「東近江市総合計画」及び関連計画との整合性を図ったものとします。

3 . 計画の期間

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項により 5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進に関する計画を策定することと定められているため、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とします。

また、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

